

(仮称)「道の駅かみのかわ」

P F I 事業者選定アドバイザー業務委託

公募型プロポーザル実施要領

上三川町 商工課

1 目的

本要領は、(仮称)「道の駅かみのかわ」整備事業においてPFI事業者選定アドバイザー一業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者(以下「受託候補者」という。)を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

(仮称)「道の駅かみのかわ」PFI事業者選定アドバイザー一業務委託

(2) 業務内容

(仮称)「道の駅かみのかわ」PFI事業者選定アドバイザー一業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。ただし、契約時における仕様書については、選定された受託候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期限

令和9(2027)年3月31日まで

(4) 契約金額の上限額

29,986,000円(税込)以内

(※なお、本業務は継続費に係る業務委託のため、令和7年度の支払い上限額は、21,572,000円(税込)以内とする。)

(5) 計画エリア

上三川町大字磯岡・石田地内 外 { (仮称)「道の駅かみのかわ」基本計画参照}

(6) 想定整備面積

約6.9ha

3 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 本業務実施上の留意事項

本プロポーザルにおける企画提案は、受託候補者を選定するにあたり、その業務の取組方法について提案を求めるものであり、PFI事業者選定アドバイザー業務(以下「アドバイザー業務」という。)の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的なアドバイザー業務については、契約後、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者と協議のうえ実施するものとする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業または共同企業体で構成する企業で、次に掲げ

る要件をすべて満たす者とする。ただし、共同企業体で参加する場合の構成員となる者については、(4)の業務実績要件は必要としない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 国、地方公共団体が発注した同種、類似業務の元請けでの受注及び履行完了実績のある者
- (5) 上三川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成22年6月1日施行）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 関東地方（栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都）に本店又は支店・営業所を有すること。
- (7) 上三川町暴力団排除条例（平成24年9月24日上三川町条例第30号）に該当しないものであること。

6 業務実績要件

業務実績要件は参加申込時点において、以下に示す同種又は類似業務の完了実績を1件以上有していること。

同種業務：道の駅整備に係るPFI事業者選定アドバイザー業務

類似業務：公共施設等の整備に係るPFI事業者選定アドバイザー業務

(※PFI事業者選定アドバイザー業務は、PFI法第5条の規定に基づき実施方針が公表された公共施設等の整備等に関する事業に係る業務で、施設の整備及び運営・維持管理に関する民間事業者の選定に係る業務とする。)

7 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける事業者の審査及び選定を行うため、(仮称)「道の駅かみのかわ」PFI事業者選定アドバイザー業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱により、選定委員会を設置する。

選定委員会は、プロポーザルへの参加を希望する事業者から提出された企画提案書及び、プレゼンテーション等を審査し、総合的に評価した結果、最も評価の高い参加申込者を第1の受託候補者とし、第2位のものを次点者として選定する。

8 実施スケジュール

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

なお、日程については現在の予定であり、状況により変更となる場合がある。

内 容	日 時
公募開始の公告	令和 7年 7月 4日 (金)
質問書提出期限	令和 7年 7月 14日 (月) 15時まで
質問の回答	令和 7年 7月 17日 (木)
参加表明書等提出期限	令和 7年 7月 22日 (火) 15時まで
参加資格の確認結果通知	令和 7年 7月 25日 (金)
企画提案書等提出開始	令和 7年 7月 28日 (月)
企画提案書等提出期限	令和 7年 8月 12日 (火) 15時まで
1次選定	令和 7年 8月 21日 (木)
1次選定結果通知	令和 7年 8月 22日 (金)
2次選定 (プレゼン)	令和 7年 8月 27日 (水)
2次選定結果通知・公表	令和 7年 8月 28日 (木)

9 関係資料等の交付

(1) 交付資料等

- ① (仮称) 「道の駅かみのかわ」 P F I 事業者選定アドバイザー業務委託公募型プロポーザル実施要領及び関係様式
- ② (仮称) 「道の駅かみのかわ」 P F I 事業者選定アドバイザー業務委託仕様書
- ③ (仮称) 「道の駅かみのかわ」 P F I 事業者選定アドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領
※ただし、要領内の別表審査基準の配点については非公表とする。
- ④ (仮称) 「道の駅かみのかわ」 基本構想
- ⑤ (仮称) 「道の駅かみのかわ」 基本計画

(2) 交付方法

上三川町ホームページに各ファイルを掲載することとし、窓口での配布は行わない。

10 事務局

〒329-0611

栃木県河内郡上三川町大字上三川3970番地 (旧中央公民館 (仮庁舎))

上三川町商工課 道の駅整備係 担当：長井、柳田

電 話：0285-56-9127

ファックス：0285-56-6868

電子メール：syoukou01@town.kaminokawa.lg.jp

町ホームページ：https://www.town.kaminokawa.lg.jp/

11 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式第7号）を提出すること。なお、質問書への押印は不要とする。

① 提出期限

令和7年7月14日（月） 15時まで

② 提出方法

電子メールにて以下のメールアドレスに送付

（上三川町商工課：syoukou01@town.kaminokawa.lg.jp）

③ 回答方法

質問及び回答を取りまとめ、町ホームページに掲載

（掲載予定日：令和7年7月17日（木））

12 参加表明書及び必要書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加表明書等の必要書類を提出すること。（単体企業、共同企業体で異なる様式があるため、確認のうえ作成すること。）

(1) 提出書類

① プロポーザル参加表明書（様式第1-1号または第1-2号）

② 参加資格要件確認書（様式第2-1号または第2-2号）

③ 企業概要書（様式第3-1号または第3-2号）

④ 同種・類似業務実績確認書（様式第4号）

⑤ 商業登記簿謄本（提出日の3ヶ月以内に発行されたもの ※共同企業体の場合は構成員分も提出）

⑥ 共同企業体構成届（様式第5号 ※共同企業体の場合のみとし、協定書等を添付）

⑦ 委任状（様式第6号 ※共同企業体の場合のみ）

※ 上記書類の他、必要に応じて他の資料の提出を求める場合もある。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参または郵送等とし、郵送等の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出期限

令和7年7月22日（火） 15時まで

(5) 提出先

事務局

(6) 参加資格の確認

提出された各書類において参加資格の確認を行い、その結果を次のとおり通知する。

ただし、参加資格の確認通知日以降において参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

- ① 通知予定日 令和7年7月25日（金）
- ② 通知方法 電子メール

13 企画提案書等の作成

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

・企画提案書は以下の7項目について、具体的に記載すること。

○ 企画提案書作成項目

	項目	記載内容等
1	実施体制	・アドバイザー業務に必要となる、金融、法務、技術など各分野における実施体制について記載する。 (PFI 事業の経験を有する弁護士等の専門家の支援体制の考え方についても併せて記載すること。)
2	実施方針 実施手順	・業務遂行のための実施方針及び、実施手順（フロー）を記載する。
3	工程計画	・業務実施についての工程計画と進捗管理の方法を記載する。
4	創意工夫等	・業務実施上の創意工夫（特定テーマに記載する内容を除く）についての提案を記載する。
5	特定テーマ①	・本事業をPFI（BT0）方式で実施する場合に想定される課題とその対応策についての提案を記載する。
6	特定テーマ②	・民間事業者の参画意欲を高めるとともに、民間のノウハウを最大限に活用するための提案を記載する。
7	特定テーマ③	・VFM及び予定価格等の適切な算出を行うための提案を記載する。

(企画提案書作成にあたっての留意事項)

- ・企画提案書は別紙「業務委託仕様書」を熟読の上、次のとおり作成すること。
- ・企画提案書は1者1種類とする。
- ・企画提案書は極力、専門用語などを用いず、分かりやすい表現に努めること。
- ・企画提案書は作成項目の順に見出しを設けて記載すること。
- ・企画提案書は表紙を含め、15ページ以内とする。
- ・企画提案書の文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- ・企画提案書は任意様式とし、A4版縦向き、横書きで作成し、下部中央にページ番号

をふること。なおA3版による折り込みは可とするが、2ページとしてカウントする。

・審査の公正を期すため、副本には参加者名（会社名）を記入しないこと。

② 同種業務実績確認表（様式第8号）

③ 配置予定技術者実績確認表（様式第9号）

④ 見積書

（見積書作成にあたっての留意事項）

・様式は任意とし、業務名称及び金額（税込価格）を記載すること。

・仕様書の「16 業務内容」の(1)～(9)の各項目及び「17 打合せ協議」について金額を記載すること。（内訳書を添付すること）

(2) 提出部数

10部（正本1、副本9）

(3) 提出方法

持参または郵送等とし、郵送等の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出期限

令和7年8月12日（火） 15時まで

※期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

(5) 提出先

事務局

(6) 提出書類の取扱いについて

① 提出後において、提出書類等の追加、変更、差替え、再提出及び撤回は認めない。

② 企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する場合がある。

③ 提出された企画提案書等の書類は、審査終了後も返却しない。

④ 提出された書類は、上三川町情報公開条例（平成13年上三川町条例第21号）の規定による、開示請求の対象となることがある。

14 候補者の選定等

(1) 選定方法等

候補者の選定は、プロポーザル選定委員会において審査を行い、次により選定する。

① 1次選定として企画提案書等提出書類を審査、採点し、上位概ね3事業者程度を選定する。

② 上位3事業者による2次選定を、「15 プレゼンテーション」のとおり行う。

③ 2次選定としてプレゼンテーションの内容を審査、採点するとともに、再度、企画提案書等提出書類を審査、採点し受託候補者、次点者を選定する

④ 受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は、受託候補者が前記「5 参加資格要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者と交渉を行うものとする。

- ⑤ 参加者が1者のみの場合であっても、1次選定及び2次選定の審査を実施する。その場合、評価点の合計7割を超えず、選定委員会が評価の基準を満たしていないと判断した場合は、受託候補者を選定しない。
- (2) 選定結果の通知
1次選定終了後、企画提案書等を提出したすべての事業者に1次選定の結果を8月22日（金）までにメールで通知する。2次選定終了後、2次選定に参加した事業者に2次選定の結果を8月28日（木）までにメールで通知する。
- (3) 選定結果の公表等
審査結果については、1次、2次の選定結果ごとに事業者名を匿名とし、順位及び点数を町ホームページで公表する。ただし、2次選定において受託候補者となった事業者については、事業者名も公表する。なお、この選定に関する異議等は、一切受け付けない。

15 プレゼンテーション（2次選定）

- (1) 実施日時・場所
日時 令和7年8月27日（水）13時30分から
場所 上三川町役場（栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地） 2階 公室
- (2) 実施時間
1事業者につき概ね30分以内
（プレゼンテーション20分以内、質疑応答概ね10分以内）とする。
- (3) その他
 - ① プレゼンテーションは、非公開とする。
 - ② プレゼンテーションは、「13 (1) 提出書類（①企画提案書）」で作成した資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。
 - ③ 追加提案の説明は認めない。
 - ④ パワーポイント等を利用しての説明を認めるが、パソコン等を持参すること（プロジェクター及びスクリーンについては本町が用意する。）。
 - ⑤ 公室に入室できる者は1事業者4名以内とし、配置予定技術者は必ず出席すること。
 - ⑦ 審査の公正を期するため、プレゼンテーション出席の際は、名札等、事業者名が分かるものは着用しないこと

16 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記「5 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込）が前記「2 業務委託の概要」中、「(4) 契約金額の上限額」を超えている場合

17 企画提案書公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を上三川町に請求することはできない。

18 参加者の辞退

参加表明書提出後、都合によりプロポーザルを辞退するときは、すみやかに事務局まで連絡の上、プロポーザル参加辞退届（様式第10号）を提出すること。

19 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。